

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する基本契約書（案）

令和6年8月

市川市

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する基本契約書

件名 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業

事業期間 令和7年【●】月【●】日から令和32年12月31日まで

上記の事業（以下「本事業」という。）について、市川市（以下「市」という。）と、【代表企業の名称】、【事業者の名称】及び【事業者の名称】（以下、これらを総称して「事業者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項による公正な契約（以下「基本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

なお、基本契約は、仮契約であって、市川市議会において本事業に係る施設整備請負契約についての議会の可決をもって、本契約に読み替える。ただし、施設整備請負契約の議会の可決がなされなかった場合は、基本契約を無効とし、市は一切の責任を負わない。

基本契約締結の証として本書【●】通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

条件成就の日 【●】年【●】月【●】日

市 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
市川市
代表者 市川市長 田中 甲

事業者（代表企業） 【所在地】
【名 称】
代表者【役職及び氏名】

事業者 【所在地】
【名 称】
代表者【役職及び氏名】

事業者 【所在地】
【名 称】
代表者【役職及び氏名】

目 次

第1章 総則	1
第1条（目的）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第4条（規定の適用関係）	1
第5条（秘密の保持等）	2
第6条（共通事項）	3
第2章 本事業の実施に関する事項	3
第7条（基本契約の有効期間）	3
第8条（事業日程）	3
第9条（権利義務の譲渡等）	4
第10条（一括委任又は一括下請の禁止）	4
第11条（代表企業の役割等）	4
第12条（事業者の役割等）	5
第13条（基本契約の変更）	6
第14条（債務不履行）	6
第15条（関係者協議会の設置）	6
第3章 経営管理に関する事項	7
第16条（事業者における経営管理）	7
第17条（経営計画等の報告）	7
第18条（不測の事態等への対応）	7
第4章 事業者の交替等	8
第19条（事業契約の変更等の協議）	8
第20条（事業者の交替候補の選定）	8
第21条（事業者の交替）	8
第22条（市議会の議決）	9
第23条（事業者の交替等の支援）	9
第24条（事業者の交替等の損害）	9
第5章 事業契約の解除に関する事項	9
第25条（事業契約の解除）	9
第26条（談合等不正行為による解除）	9
第6章 雑則	11

第 27 条（準拠法及び管轄裁判所）	11
第 28 条（解釈）	12
別紙 1 用語の定義	13
別紙 2 個人情報取扱特記事項	15
別紙 3 情報セキュリティ取扱特記事項	17
別紙 4 事業日程	21

第1章 総則

（目的）

第1条 基本契約は、市と事業者とが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 基本契約において使用する用語の定義は、別紙1に定めるところによるものとする。

2 基本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、基本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 事業者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

（規定の適用関係）

第4条 本事業における経営管理に係る事項については、基本契約の規定が適用されることにより、市と事業者との間において生じるものとし、基本契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。

2 本事業における施設整備業務に係る事項については、基本契約及び施設整備請負契約の規定が適用されることにより、市と施設整備企業との間において生じるものとし、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。

3 本事業における施設運営業務に係る事項については、基本契約及び運営業務委託契約の規定が適用されることにより、市と施設運営企業との間において生じるものとし、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、要求水準書と事業者提案の記載内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回るときに限り、事業者提案に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が要求水準になるものとする。

（秘密の保持等）

- 第5条 事業者は、この基本契約の履行に関する個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 事業者は、市の承諾なく、成果物（この基本契約に従いまたはその履行に関して事業者が市に提出した又は市に提出予定の一切の書類、図面、写真、映像等をいい、未完成の成果物及び業務等を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。）を第三者に閲覧させ、複製させ又は譲渡してはならない。
 - 3 市及び事業者は、事業契約の履行に関して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ、責任をもって管理し、事業契約の履行以外の目的で当該秘密情報を使用してはならず、事業契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方当事者の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
 - 4 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による事業契約上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自らが正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方から開示された後に市及び事業者のいずれの責にも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 市及び事業者が、事業契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
 - 5 事業者は、本件業務に関する情報の取扱いについては、第3項に定めるもののほか、別紙3を遵守しなければならない。
 - 6 第3項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められる情報が秘密情報に含まれる場合は、本項第2号、第3号を除き、市は事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等の規定に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市又は事業者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーに対して事業契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合
 - (5) 市が本件業務を、事業者以外の第三者に委託し、若しくは請け負わせる場合の当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の

者に開示する場合

(6) 市が本事業に関して市川市議会及び市川市民に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合

(共通事項)

第6条 事業契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、指示、要請、質問、回答、改善勧告及び解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があると認める場合は、市及び事業者は、請求等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び事業者は、既に行った請求等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する。

2 事業契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる言語は、日本語とする。

3 事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 事業契約に基づく金銭債務の額は、1円を最低額の単位として算定し、1円未満の端数があるとき又は1円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。

5 事業契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。

6 事業契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 事業契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる時刻は、日本標準時とする。

8 法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合は、法令等が特に定める場合を除き、当該改正された法令等が事業契約に適用されるものとする。

9 市及び事業者との間で書面により別途合意した場合を除き、市は、基本契約に基づくすべての行為を代表企業に対して行うものとし、市が代表企業に対して行った基本契約に基づくすべての行為は、事業者のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、事業者は、市に対して行う基本契約に基づくすべての行為について代表企業を通じて行わなければならない。

第2章 本事業の実施に関する事項

(基本契約の有効期間)

第7条 基本契約の有効期間は、前文の規定により基本契約が有効となったときから本事業が終了した日までとする。ただし、第11条第2項の代表企業の保証の期間は、本事業の終了日から1年を経過する日までとする。

(事業日程)

第8条 本事業の事業期間は、基本契約の締結の日から解除その他期間満了以外の理由に

より基本契約の効力を失った日又は令和 32 年 12 月 31 日のいずれか早い日に終了するものとし、事業日程については別紙 4 に示すとおりとする。ただし、事業日程は事業契約の規定により変更できるものとする。

- 2 市川市次期クリーンセンターの施設整備期間は、施設整備請負契約についての本契約の議会の可決を得た日の翌日から引渡日までとする。
- 3 市川市次期クリーンセンターの施設運営期間は、市川市次期クリーンセンターの引渡日の翌日から令和 32 年 12 月 31 日までとする。
- 4 市川市次期クリーンセンターの引渡予定日が令和 12 年 12 月 31 日より遅れるときは、これに従い施設運営期間の開始日も変更されるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 9 条 事業者は、この基本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 事業者は、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、基本契約上の地位又は基本契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。
- 4 事業者は、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、施設整備企業又は施設運営企業を変更してはならない。

（一括委任又は一括下請の禁止）

第 10 条 事業者は、事業契約に基づき実施する施設整備又は施設運営を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

（代表企業の役割等）

第 11 条 代表企業は、事業契約、入札説明書等及び事業者提案に基づき、事業者をして本事業を事業期間にわたり適正かつ確実に遂行できるような仕組みを構築するとともに、係る仕組みを維持更新するために必要な措置をとる役割及び義務を負うものとする。

- 2 代表企業は、事業契約に基づく市及び第三者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証するものとする。
- 3 施設整備業務の保証の額は、施設整備請負契約に基づく施設整備請負代金額の 100 分の 10（事業者がこの契約に係る入札において、市川市財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 98 条の 2 に規定する調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は 100 分の 30）に相当する金額から、第 5 項に定めるところにより算定した金額（以下「保証債務履行累

積額」という。)を控除した額を限度とする。

- 4 施設運營業務の保証の額は、運營業務委託契約に基づく各事業年度における施設運営費の総額（固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算定する。）の100分の10（事業者がこの契約に係る入札において、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第98条の2に規定する調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は100分の30）に相当する金額から、保証債務履行累積額を控除した額を限度とする。
- 5 保証債務履行累積額は、保証債務の履行請求のあった日までに、当該日以前の市の保証債務履行の請求に基づき代表企業が支払った金額の総計とする。ただし、次に定める場合に代表企業が支払った金額は除く。
 - (1) 当該保証債務に係る債務が代表企業の故意又は過失により発生したものである場合
 - (2) 事業者と代表企業間の契約において代表企業の責に帰すべき事由により発生したものである場合
 - (3) 代表企業が履行した保証債務について、保険により又は第三者から履行した保証債務について填補されている場合
- 6 市は、施設整備期間の変更若しくは延長、工事の中止、その他運營業務委託契約又は主たる債務の内容に変更が生じたことを知ったときは、遅滞なく当該事項を代表企業に対して通知しなければならない。本条に基づく保証の内容は、市による通知に係る主たる債務の変更の内容に従って、当然に変更されるものとする。
- 7 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、代表企業に対して、保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 8 代表企業は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。
- 9 市は、実際に生じた損害が第3項及び第4項の保証の額を上回る場合は、別に損害賠償を代表企業に請求することができる。
- 10 代表企業は、損害賠償責任の内部的な分担について、その責任をもって速やかに且つ適法に解決する義務を負う。
- 11 代表企業が損賠賠償を賠償したとき、代表企業は賠償した金額を前項の規定に基づきその責を負う事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。

（事業者の役割等）

第12条 本事業の実施において、事業者は市との間で書面により別途合意した場合を除き、それぞれ、次に定める役割及び義務を負うものとする。

- (1) 事業者は、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために、事業者と独立した会計帳簿書類及び経理規定を分離して設け、経営の安定と継続が図られるように必要な措置をとらなければならない。

- (2) 施設整備企業は、基本協定、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書及び事業者提案に基づき、施設整備業務を適正かつ確実に実施する。
- (3) 施設運営企業は、基本協定、基本契約、要求水準書及び事業者提案に基づき、施設運営業務を適正かつ確実に実施する。
- (4) 事業者は、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために、各事業者の間の調整を円滑に行えるように協力する。
- (5) 施設整備企業は、連帯して施設整備業務の実施にあたるものとし、市に対し施設整備請負契約において負担する一切の債務を、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 454 条に定めるところにより相互に連帯して保証するものとする。
- (6) 施設運営企業は、連帯して施設運営業務の実施にあたるものとし、市に対し運営業務委託契約において負担する一切の債務を、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 454 条に定めるところにより相互に連帯して保証するものとする。
- (7) 事業者のいずれかの構成員又は複数の構成員に帰すべき事由によって、他の構成員に損害が発生した場合は、構成員間で解決するものとし、損害を被った構成員は、市に対して損害の賠償を請求することはできない。

（基本契約の変更）

- 第 13 条 市は、基本契約を変更する必要があると認めるときは、変更内容を記載した書面を事業者へ通知し、その変更を請求することができる。
- 2 事業者は、前項の書面を受領した日から 14 日以内に、変更に伴う措置及び期間、費用等の変動の有無について検討し、検討結果を市へ通知のうえ、市との間で協議を行うものとする。
 - 3 前項の協議が整わない場合は、本事業が公共性と民間事業者の活用を図るものであることの趣旨を鑑みて、市が合理的な変更案を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
 - 4 前項による変更の場合を除き、基本契約の変更は、市及び事業者の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

（債務不履行）

- 第 14 条 事業者は、基本契約上の義務を履行しないことにより市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（関係者協議会の設置）

- 第 15 条 市及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うことを目的とし、市及び事業者により構成する関係者協議会を設置するものとする。
- 2 市は、必要があると認めるときには、前項の構成員のほかに関係者協議会の構成員とし

て加えることができる。

第3章 経営管理に関する事項

（事業者における経営管理）

第16条 事業者は、基本協定、基本契約、要求水準書及び事業者提案に基づき、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 事業期間にわたり適正かつ確実な事業遂行が図られるように自らの経営管理の体制を構築するとともに維持更新する。
- (2) 事業期間にわたり健全な財務状況を保持できるように適切な財務管理を行う。
- (3) 事業期間にわたり効率的かつ効果的に遂行する業務実施体制を構築するとともに維持更新する。

2 前項に規定するもののほか、経営管理の実施の方法については、基本契約、要求水準書及び事業者提案に定めるとおりとする。

（経営計画等の報告）

第17条 事業者は、各事業年度の8月末日までに翌事業年度の経営計画を市に提出し、確認を受けるものとする。ただし、事業者が経営計画を提出した後に経営計画を変更する必要があると判断したときは、直ちに市との協議を行い、変更後の経営計画を市に提出しなければならない。

- 2 事業者は、基本契約の締結後、要求水準書及び事業者提案の定めるところにより自らの経営に関する報告書類を市に提出し、確認を受けるものとする。
- 3 市は、随時に事業者の経営状況及び財務状況についての説明及び報告を事業者に請求し、事業者の経営状況及び財務状況について確認をすることができるものとする。
- 4 市は、前項の確認の結果、事業者の経営状況及び財務状況が要求水準を達成していない又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して改善を図ることを請求できるものとし、事業者は改善を図るための措置をとらなければならない。

（不測の事態等への対応）

第18条 事業者は、不測の事態等により自らの経営管理の体制又は本件業務の実施体制の維持更新が困難になる場合又は困難になるおそれがあると判断した場合は、速やかにその内容の詳細を市に通知し、対応について市との間で協議しなければならない。

- 2 事業者は、不測の事態等により自らの健全な財務状況の保持が困難になる場合又は困難になるおそれがあると判断した場合は、速やかにその内容の詳細を市に通知し、対応について市との間で協議しなければならない。
- 3 前各項の協議が調わない場合は、市が本事業の趣旨を鑑みて合理的な対応を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

第4章 事業者の交替等

（事業契約の変更等の協議）

第19条 市及び代表企業は、事業者が各事業契約で定める解除事由を充足するおそれがあると判断した場合は、当事者である事業者間との協議により、事業契約を変更し、又はその他事業の継続に必要な措置をとることができるものとする。

2 前項の協議は、代表企業が次に定めるところに従い、当事者である事業者間を調整して市との間で行うものとする。

(1) 代表企業の調整のもと、当事者である事業者間で協議を行う。

(2) 代表企業は、前号の協議を経て、当事者である事業者との合意のうえ、市に対して事業契約の変更又は解除に係る提案を行う。

(3) 前号の提案に基づき、市並びに代表企業及び当事者である事業者間で協議を行う。

（事業者の交替候補の選定）

第20条 代表企業は、前条第1項の場合において、市の要請があるときは代替事業者の候補を選定することに努めなければならないものとし、代表企業が選定した代替事業者の候補を代替事業者として決定する場合は、市の承諾を得るものとする。

2 市は、前項の規定にかかわらず、自ら代替事業者を選定することができるものとする。

3 代表企業は、代替事業者を決定するための費用を負担しなければならない。

（事業者の交替）

第21条 市は、交替前事業者が当事者である事業契約を解除できる場合、事業契約の締結当事者から交替前事業者のみを除くように事業契約の一部を変更し、又は解除することができるものとする。

2 市は、交替前事業者が事業契約の当事者から離脱した場合において、代替事業者との合意により、交替前事業者が担当していた業務を代替事業者が担当できるように市及び代替事業者が当事者となる事業契約を変更し、又は市と代替事業者との間で新たな契約を締結することができるものとする。

3 市は、前項の規定による事業契約の変更又は新たな契約の締結により、代替事業者が当事者とならない事業契約を変更又は解除する必要が生じた場合は、当該事業契約の当事者である事業者との協議により合意を得たうえで、当該事業契約を変更し、又は解除することができるものとする。

4 前項の協議は、代表企業が次に定めるところに従い、当事者である事業者間を調整して市との間で行うものとする。

(1) 代表企業の調整のもと、当事者である事業者間で協議を行う。

(2) 代表企業は、前号の協議を経て、当事者である事業者との合意のうえ、市に対して

事業契約の変更又は解除に係る提案を行う。

(3) 前号の提案に基づき、市並びに代表企業及び当事者である事業者間で協議を行う。

(市議会の議決)

第 22 条 前条に規定する場合において、事業契約を変更し、又は新契約を締結するために、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定及び市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例等の規定により市川市議会の可決が必要とされる場合は、市川市議会において本契約の可決を得たことをもって効力発生の条件とする仮契約を締結するものとする。

(事業者の交替等の支援)

第 23 条 代表企業は、第 19 条から前条までの規定による事業者の交替等が円滑に行われるように事業者間の調整を図り、市が従来締結していた契約内容と比較して、市に不利益な変更等が生じないように調整しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による調整について誠実に対応するものとする。

(事業者の交替等の損害)

第 24 条 事業者の交替その他の事由により本事業が停止した場合、市が本事業において処理する予定であった廃棄物等に係る保管及びその他の処分方法による処分に要した費用は、市の損害額に含まれるものとし、市は本事業の停止について責に帰すべき事由のある事業者又は代表企業に当該損害額を請求できるものとする。

2 第 19 条から第 22 条までの規定による事業者の交替等により、市が事業者に支払う事業費が増加した場合、当該増加額は市の損害額に含まれるものとし、市は事業者の交替について責に帰すべき事由のある事業者又は代表企業に当該損害額を請求できるものとする。

第 5 章 事業契約の解除に関する事項

(事業契約の解除)

第 25 条 市は、交替前事業者が当事者である事業契約を解除できる場合において、交替前事業者が事業契約の解除につき責に帰すべき事由があるときは、交替前事業者が当事者ではない事業契約の一部又は全てを即時に解除することができるものとする。

2 市は、前項の規定により事業契約の一部又は全てを解除した場合は、当該事業契約の締結当事者である相手方に対して一切の損害賠償の責を負わない。

(談合等不正行為による解除)

第 26 条 市は、事業者のいずれかがこの基本契約に関して、基本協定の第 13 条第 5 項各

号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 2 市は、本事業の入札に関して事業者のいずれかが前項の規定に該当したときは、賠償金として、施設整備費に100分の110を乗じた金額の100分の20（事業者がこの契約に係る入札において、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第98条の2に規定する調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は100分の30）に相当する額と施設運営費に100分の110を乗じた金額の12か月分に対する額の100分の20（事業者がこの契約に係る入札において、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第98条の2に規定する調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は100分の30）に相当する額を事業者から徴収するものとする。ただし、基本協定第13条第5項に掲げる場合において、命令、審決又は刑罰の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する場合その他市が特に必要と認めた場合は、その限りではない。
- 3 市は、事業者のいずれかにおいて、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、事業契約の一部又は全てを解除することができる。
 - (1) 役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は第1号から第4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 4 市は、本事業の入札に関して事業者のいずれかが前項の規定に該当したときは、賠償金として、施設整備費に100分の110を乗じた金額の100分の10（事業者がこの契約に係る入札において、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第98条の2に規定する調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は100分の30）に相当する額と施設運営費に100分の110を乗じた金額の12か月分に対する額の100分の10（事業者がこの契約に係る

る入札において、市川市財務規則（昭和 60 年規則第 4 号）第 98 条の 2 に規定する調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は 100 分の 30）に相当する額を事業者から徴収するものとする。

- 5 事業者は共同連帯して前項の賠償金を支払わなければならない。
- 6 第 1 項及び第 3 項本文の規定は、市の実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき市が賠償を請求することを妨げない。

第 6 章 特約

（総合評価競争入札により事業者となった者に係る特約）

第 27 条 事業者は、事業者が提出した事業者提案に係る資料に基づいて施工するものとし、事業者提案に係る変更は基本的に行わないものとする。

- 2 事業者は、事業者が提案した事業者提案が履行できないときは、自然災害等の不可抗力により履行できない場合を除き、市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、事業者が市に支払う違約金の額の算定は次に掲げる方法により行うものとする。

$$\text{違約金} = \text{当初の契約金額} \times \left\{ 1 - \frac{\text{標準点 100 点} + \text{事業者提案が履行できなかった場合の加算点}}{\text{標準点 100 点} + \text{当初入札時の事業者提案に基づく加算点}} \right\}$$

（総合評価競争入札により提出された事業者提案が履行できなかった場合等の措置）

第 28 条 市は、事業者が提案した事業者提案を履行することができなかつたときは、前条第 3 項に規定する違約金のほか、工事目的物に関して契約の内容に適合しないものの修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、契約金額の減額又は損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

- 2 市は、事業者が偽りその他不正の手段により落札者となったときは、契約の解除、競争参加資格停止等の措置を行うことができるものとする。
- 3 第 1 項の場合において、事業契約に定める契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第 7 章 雑則

（準拠法及び管轄裁判所）

第 29 条 基本契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 基本契約に関する紛争又は訴訟については、市の事務所の所在地を管轄する裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

（解釈）

第 30 条 基本契約に定めのない事項又は基本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が協議して定めることとする。

別紙1 用語の定義

基本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「アドバイザー」とは、市又は事業者から本事業の実施又は本事業の入札手続等に関して業務を受任し、又は請け負った者をいう。
- 2 「請負代金額」とは、本事業において基本契約及び施設整備請負契約に基づいて市が施設整備企業に支払う施設整備業務を実施したことの対価の総額をいう。
- 3 「運営業務委託契約」とは、市と事業者との間で締結する「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する運営業務委託契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と事業者との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 4 「経営管理」とは、基本協定、基本契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて事業者が行う自らの経営管理をいう。
- 5 「交替前事業者」とは、事業契約に定める解除事由を充足する又は充足するおそれのある事業者をいう。
- 6 「事業期間」とは、基本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず基本契約が終了した日又は令和32年12月31日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- 7 「事業契約」とは、基本契約、施設整備請負契約（仮契約を含む。）及び運営業務委託契約により構成されるものとし、本事業を実施するうえで一体の契約をなすものとする。
- 8 「事業者」とは、本事業の施設整備業務及び施設運営業務を実施する民間事業者のことをいう。
- 9 「事業者提案」とは、本事業に関する入札手続において事業者が市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式（入札手続のヒアリング等における回答を含む。）をいう。
- 10 「事業年度」とは、事業期間中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については運営期間の開始日から最初に到来する3月31日までとする。
- 11 「施設運営期間」とは、市川市次期クリーンセンターの引渡日の翌日（同日を含む。）から理由の如何を問わず運営業務委託契約が終了した日（同日を含む。）又は令和32年12月31日（同日を含む。）のいずれか早い方の日までの期間をいう。
- 12 「施設運営企業」とは、事業者提案において市川市次期クリーンセンターの施設運営業務の実施を担当すると規定されている企業をいう。複数の企業による場合は、民法上の組合契約に基づく共同事業体を構成するものとする。
- 13 「施設運営業務」とは、本事業における市川市次期クリーンセンターの運転管理業務及び維持管理業務、施設運営業務期間終了時の市への引き継ぎ業務の総称をいう。

- 14 「施設運営費」とは、本事業において運營業務委託契約に基づいて市が事業者に支払う施設運營業務を実施したことの対価の総額をいう。
- 15 「施設整備請負契約」とは、市と施設整備企業との間で締結する「市川市次期クリーンセンター整備運營業務に関する施設整備請負契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と施設整備企業との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 16 「施設整備期間」とは、施設整備請負契約の本契約の締結日（同日を含む。）から引渡日（同日を含む。）までの期間をいう。
- 17 「施設整備企業」とは、市川市次期クリーンセンターの整備（設計・建設・撤去等）を実施する企業のことをいう。複数の企業による場合は、民法上の組合契約に基づく共同事業体を構成するものとする。
- 18 「施設整備業務」とは、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書等に基づいて市川市次期クリーンセンターを整備する業務をいう。
- 19 「代替事業者」とは、交替前事業者が事業契約の当事者から離脱した場合において、交替前事業者が担当していた業務を担当する交替前事業者以外の事業者又は第三者として市が承諾した者をいう。
- 20 「代表企業」とは、入札説明書等、基本協定、基本契約、施設整備請負契約及び事業者提案に基づいて市川市次期クリーンセンターのプラントの設計及び建設を担当する事業者をいう。
- 21 「入札説明書等」とは、本事業に関する入札手続において市が公表した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 22 「暴力団等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 23 「本件業務」とは、施設整備業務及び施設運營業務の総称をいう。
- 24 「本件業務契約」とは、施設整備請負契約及び運營業務委託契約をいう。
- 25 「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は当該提案内容による水準を適用する。
- 26 「要求水準書」とは、本事業に関する入札手続において市が公表した資料である「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する要求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 27 「要求水準書等」とは、要求水準書及び事業者提案の総称をいう。

別紙2 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 事業者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（個人情報の機密保持義務）

第2条 事業者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

（受託目的以外の個人情報の利用の禁止）

第3条 事業者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への個人情報の提供の禁止）

第4条 事業者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止又は制限）

第5条 事業者は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず市の承諾を得るものとする。

（適正管理）

第6条 事業者は、この契約による事務を処理するため市から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。事業者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

（個人情報の複写又は複製の禁止）

第7条 事業者は、この契約による事務を処理するため市から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の無断持ち出しの禁止）

第8条 事業者は、市から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、市の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定す

る電気通信をいう。)を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 事業者は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 事業者がこの契約の事務を処理するために、市から提供を受け、又は事業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに市に返還し、又は引き渡し、若しくは市の指示に従い抹消するものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 市は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係る事業者の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は事業者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 事業者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、事業者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別紙3 情報セキュリティ取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 事業者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

（定義）

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 市が本件業務を履行させるために事業者へ提供した情報（個人情報を含む）又は事業者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

（目的外利用の禁止）

第3条 事業者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 事業者は、本件業務の履行に当たり市に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、市の承認を得なければならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 事業者は、本件業務に関する情報を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止又は制限）

第5条 事業者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず市の承諾を得るものとする。

2 事業者は、前項の規定により市の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について市に報告しなければならない。

3 事業者は、市が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

（適正管理）

第6条 事業者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 事業者は、本件業務に関する情報を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（無断持ち出しの禁止）

第8条 事業者は、本件業務に関する情報について、市の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

（情報セキュリティの維持、改善等）

第9条 事業者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
- (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、事業者が開発し、又は開発させ市に納入している情報システムの改修が必要となるときは、市と対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、市と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 事業者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 事業者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

（情報セキュリティインシデントへの対応等）

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、事業者は、直ちに、市に報告するとともに、市の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 事業者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を市に報告しなければならない。

3 市は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

（情報セキュリティの管理体制）

第11条 事業者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について市と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 事業者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

（不要な情報の返却又は廃棄）

第12条 事業者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって市に報告するものとする。

（報告の徴収及び立入検査等）

第13条 市は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、事業者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 市は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、事業者が講じた情報セキュリティ対策の実施

状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 事業者は、市から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

（損害賠償義務）

第 14 条 事業者は、事業者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって市又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。

別紙4 事業日程

- 1 施設整備請負契約（仮契約）、運營業務委託契約（仮契約）の締結
令和7年●月
- 2 施設整備請負契約（本契約）成立（施設整備期間の開始日）
令和7年6月
- 3 市川市次期クリーンセンターの引渡予定日
令和12年12月31日
- 4 市川市次期クリーンセンターの供用開始予定日（施設運営期間の開始日）
令和13年1月1日
- 5 施設運營業務の終了（施設運営期間の終了日）
令和32年12月31日